

有給休暇の付与義務の Q&A

来年4月からの有給休暇の5日間付与義務化について想定される Q&A をまとめました。

はじめに

労働基準法の改正により、2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上(年次)の有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。働き方改革法案の実施の第一弾である有給休暇の付与義務に関する内容を Q&A 方式で解説します。

Q1 : どのようなことが義務化されますか？

A1 : 年次有給休暇の日数のうち年5日については、会社が時季を指定して取得させることが必要となりました。労働者の意見を尊重しつつ、会社が「〇月×日に有休を取ってください」と指定することが義務化されます。

Q2 : 対象者は誰ですか？

A2 : 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。年次有給休暇が比例的に10日未満で付与される一部のパートタイム労働者は対象者から外れます。

言い換えれば、パートタイム労働者であっても、所定労働日数や勤続年数によっては対象者となることに注意が必要です。

法定の年次有給休暇付与日数

週労働日数	勤続6ヶ月	勤続1年6ヶ月	勤続2年6ヶ月	勤続3年6ヶ月	勤続4年6ヶ月	勤続5年6ヶ月	勤続6年6ヶ月
5日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日※	7	8	9	10	12	13	15
3日※	5	6	6	8	9	10	11
2日※	3	4	4	5	6	6	7
1日※	1	2	2	2	3	3	3

※週30時間未満の場合に限る。また、週労働日数を年間の所定日数と読み替えることもある。

会社からの有休時季指定付与の対象

Q3 : 前年度から繰り越した有休も合算して対象者を選びますか？

A3 : いいえ、一回の付与で10日以上となる労働者に限ります。

Q4 : 自ら5日以上(年次)の有休を取っている労働者にも付与する義務はありますか？

A4 : いいえ、労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。例えば、労働者が自ら3日取得した場合、会社は2日を時季指定すれば足ります。

Q5 : 付与する期間は？

A5 : 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に与える必要があります。

Q6 : 「先に付与した有休から順に使用する」という就業規則になっている場合の取り扱いとは？

A6 : 就業規則で先に与えた有休から消化するよう順序が定められている場合、2019年4月以降に会社が付与した有休について、4月「以前」の有休を使用したとみなされる可能性があります。就業規則を見直すなどの対策を検討しましょう。

Q7 : 法定の基準日(雇入れの日から半年後)より前に年次有給休暇を付与する場合、取得させる期間はどうなりますか？

A7 : 使用者は「付与した日から」1年以内に5日指定して取得させなければなりません。付与日が不規則で5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合は、重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間の長さに応じた日数(比例按分した日数)を、当該期間に取得させることも認められます。